

2018. 1. 11 第31回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第31回口頭弁論期日が終わりました。

前回の口頭弁論期日から約3か月経ちました。

原発訴訟の関係で、この間の一番大きな出来事は、12月13日の広島高裁の決定です。伊方原発3号機について、広島高裁は、今年の9月30日までと期限はつけましたが、運転を差し止める決定を出しました。高等裁判所の段階で原発の運転を差し止める判断が示されたのは初めてのことです。この高裁決定は、火砕流が到達する可能性が小さいとはいえ、立地には適さないという判断で、原発の運転を差し止めたのです。地震動に関する判断など納得できない部分はありますが、原発の新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理だとして、住民らの生命、身体に対する具体的な危険の恐れが推定されるとした判断は、評価できます。私たちの訴訟にも良い影響があると信じています。

一方、浜岡原発3, 4号機と同型の沸騰水型の原子炉である柏崎刈羽原発6, 7号機について、12月27日、原子力規制委員会は、新規制基準に適合しているとの審査書を決定しました。事故を起こした福島第一原発と同型の原子炉が審査に合格したのは初めてであり、浜岡の3, 4号機の審査にも影響があると思われます。尤も、新潟県の米山知事は、福島第一原発事故についての検証が終わるまで再稼働に同意するかどうかの判断を示せない、それには3, 4年はかかるとしており、今すぐに再稼働されることはないだろうと考えられています。

浜岡原発については、12月6日の原子力規制委員会の臨時会議で、更田委員長が、浜岡原発で続出したトラブルを踏まえて、中部電力の改善策について、「ほとんど具体性がない。率直に言って非常に頼りない。」と発言したと報道されており、まだまだ、審査に時間がかかりそうな様子です。

そして、昨日、私たちの訴訟の原告でもある吉原毅さんが会長をされている「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」が「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」の骨子を発表しました。この原自連は、河合弘之先生が幹事長で、小泉純一郎元首相と細川護熙元首相が顧問という団体ですから、大きな影響力を持っています。現政権の次の政権での原発ゼロの実現を目指し、私たちも協力していきたいと思えます。

さて、中部電力は、私たちの主張に対する反論の準備書面を提出し陳述しました。この準備書面で、中部電力は、安全性、安定供給、経済効率、環境への適合という視点から、原子力発電がベースロード電源であるという現在の政府の考え方を打ち出し、私たちの主張には理由がないと言います。これは、私たちの主張に対する反論にはなっていません。私たちの生命身体に対する危険な事故が起きうる原子力発

電は、安全ではない。使用済み燃料の処分ができないのだから環境への悪影響が大きすぎる。その処理費用がどれくらいになるか分からないし、一旦、事故が起きれば莫大な損害になるから経済的でもない。こういう私たちの主張は、多くの国民の一致した考えであるはずです。それを、政府がこう言っているからというだけで反論となると中部電力が考えているとしたら、とんでもない考え違いです。

また、中部電力は、本日の準備書面で、テロ対策は国の責務だ、犯罪の予防などは警察の責務だとして、今やっている監視装置の設置、見張人の巡視等で、電力会社としての防護措置は十分だと主張しました。しかし、テロの標的になり得る原発の危険性は、現在の国や中部電力の対策では、なくなりません。私たちの主張に正面から反論できないから、このようなはぐらかしの主張を繰り返すのでしょう。

新規制基準では住民の安全は守れません。新規制基準に合格すれば、原発の安全が保障される訳ではありません。私たちの主張している浜岡原発の危険性は、大多数の住民の感じている危険性です。静岡で審理にあたっている裁判官にも具体的に現実的な危険だと理解してもらえると信じています。

中部電力は、説得力のある反論ができないのです。こういう状態だけでも、浜岡原発は、廃炉にすべきだという結論を導き出せるのではないのでしょうか。裁判所の英断を期待します。

弁護士 鈴木 敏 弘